

福井の建物
福井県立武道館(福井市三ツ屋町)
入母屋造りの屋根に白壁という壮大な武家屋敷を思わせる外観が特徴的。小学生から大人までを対象に、柔道・剣道・弓道・なぎなたなどの武道教室が開かれています。

画/松宮 実
(株)松宮設計事務所所長。建築設計の仕事の傍ら、福井新聞文化センター等でスケッチ教室の講師を務める。

社会保険協会からのお知らせ



施設利用補助券のご案内

社会保険協会では、被保険者とそのご家族の健康づくりに役立てていただくため、いろいろな施設の利用補助を行っています。ご家族、会社の皆様とお気軽にご利用ください。

郵便でお申し込みください。 7月8日(月) の消印から有効!!

7月7日(日)以前の消印は無効となりますのでご注意ください。

けんこうの湯(夏季)

- ★期間/令和元年7月20日(土)~8月31日(土)
- ★場所/①ふくい健康の森「健康の森温泉」(福井市)
 - ②三国温泉「ゆあぽーと」(坂井市)
 - ③鷹巣温泉「鷹巣荘」(福井市)
 - ④ 越前温泉露天風呂「漁火」(越前町)
 - ⑤ 越前温泉露天風呂[日本海](越前町)
 - ⑥ 河野シーサイド温泉 [ゆうばえ] (南越前町)
 - ⑦ 敦賀きらめき温泉[リラ・ポート](敦賀市)
 - ⑧御食国若狭おばま「濱の湯」(小浜市)
- ★利用補助券発行予定枚数/5,000枚
- ★補助額/入浴料の一部(500円)を補助

海の家

★期間/令和元年7月20日(土)~ 8月31日(土)で海の家開設日

※期間中であっても、

場所によっては閉鎖されることもあります。

- ★場所/◆三国サンセットビーチ (浜茶屋組合加盟の浜茶屋)
 - ◆鷹巣海水浴場の全浜茶屋
 - ◆敦賀松原海水浴場の全浜茶屋
- ★利用補助券発行予定枚数/5.000枚
- ★補助額/利用料の一部(500円)を補助

1 申込書 下記様式で申込書を作成してください。

福井県社会保険協会のホームページからもダウンロードできます。

「けんこうの湯(夏季)」・「海の家」利用補助券申込書						
事業所名	7日8					
事業所所在地	Ŧ /		7	/ To		
事業所記号・番号	//	9°	(記)	、例…01	アイウ	12345)
担当者名		TEL				
希望枚数	けんこうの湯		枚	合計		
	海の家		枚			枚

- 事業所規模(被保険者数)に応じて下表を上限として発行します。

●上限枚数 (「けんこうの湯(夏季)」「海の家」それぞれの上限枚数)

被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数	被保険者数	上限枚数
5人未満	3枚	30人未満	15枚	100人未満	40枚
10人未満	8枚	50人未満	25枚	300人未満	50枚
20人未満	10枚	70人未満	35枚	300人以上	80枚

2 返信用封筒 宛先を記入し、返信用切手を貼ってください。

●返信用切手料金

枚数	切手料金	枚数	切手料金	
20枚まで	82円	110枚まで	140円	
40枚まで	92円	160枚まで	205円	

※返信用封筒は定形(長形3号120×235mm)をご利用ください。

ご注意

- ●事業所ごとに希望枚数を取りまとめ、1回でお申し込みください。
- ●先着順に発行し、予定枚数がなくなり次第終了となります。
- ●平成31年(令和元年)度の協会費が未納の事業所は利用できません。

●お申し込み・お問い合わせ先

(一財)福井県社会保険協会

〒910-0831 福井市若栄町508番地 福井県鉄工会館2階 ☎0776(53)8016

http://www.fukui-shahokyo.jp/

平成31年(今和元年)度の社会保険協会費を納入いただきありがとうございました。

平成31年(令和元年)度社会保険協会費の納入につきまして、ご理解とご協力を賜り誠にありがとうございました。 納入いただきました協会費につきましては、社会保険制度の普及・広報事業や会員の皆様の健康増進と福利厚生 事業のため、大切に運用させていただきます。

事業所の住所・名称等を変更の場合には、年金事務所に手続きをいただくとともに、当協会にもご連絡くださいますよう、お願いいたします。

歯科医師が事業所に やってくる!

> 所要時間は 1人あたり5分!

出張歯科健診のご案内

生活習慣病予防健診と 併せて!

協会けんぽ・福井県歯科医師会連携事業

歯周病予防が健康への鍵

歯の健康は体の健康のバロメーターです。歯周病の原因となる細菌や炎症 で生じた物質は糖尿病をはじめ、肥満・高血圧・動脈硬化など生活習慣病を 引き起こすといった全身への悪影響もあります。定期的に歯科健診を受けて 歯の健康状態を良好に保つのが健康への近道です。

出張歯科健診を上手に活用

協会けんぽ福井支部では福井県歯科医師会と連携して、出張歯科健診を 行っています。事業所の健康づくりに、出張歯科健診を取り入れてみませ んか。



事業所ご担当者様へ申込みの流れ

協会けんぽ福井 支部のホームペ ージから申込書 をダウンロード

必要事項を記入 し、協会けんぽ 福井支部宛に **FAX**



6

お支払い 福井県歯科医師会から届 く請求書に基づきお支払



🌈 全国健康保険協会 福井支部

協会けんぽ



いください。

TEL0776(27)8301 (企画総務グループ)

社会保険協会からのお知らせ

歌舞伎座特別斡旋0

9月「三山ひろし特別公演」 「福田こうへいコンサート2019」【電話予約受付期間】7月18日(木)~7月25日(木)

【電話予約受付期間】7月18日(木)~7月25日(木)

「ザ・ニュースペーパー」

【電話予約受付期間】8月13日(火)~8月20日(火)

● 10月 「 **伍代夏子・香西かおりコンサート** | 【電話予約受付期間】8月13日(火)~8月20日(火) 「山川豊・田川寿美コンサート」【電話予約受付期間】8月13日(火)~8月20日(火)

予約専用 ダイヤル

06-7730-2683 (受付時間:午前11時~午後6時)

※上記受付期間中に電話でお申込みください。

※ご予約の際に必ず「福井県社会保険協会あっせんA割引」と伝えてください。

公演内容の詳細や申込方法(お申込みから代金のお支払いまでの流れ等)の詳細については、 当協会ホームページ(www.fukui-shahokyo.jp)をご確認ください。

協会けんぽからのお知らせ

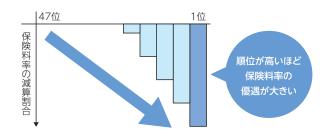


健康保険料率は、

みんなで頑張れば下がります!

保険料率が下がる? インセンティブ制度とは?

日ごろから健康づくりや疾病予防に積極的に取り組んでいる 支部に保険料率を優遇する[インセンティブ制度]が昨年度から 始まりました。健診実施率等[5つの取り組み]の結果に基づ き、47都道府県支部をランキングし、得点に応じて上位23支 部の健康保険料率を引き下げる*しくみです。



※2年後の保険料率に反映されるので、本年度実施の結果は令和3年度に反映されます。

保険料率を引き下げる5つの取組



生活習慣病予防健診・特定健診を受診する

年に一度、ご本人、ご家族ともに健康診断を受診しましょう。



特定保健指導を受ける

健診受診後、対象者に特定保健指導のご案内を送付しますので、 牛活習慣改善のため、特定保健指導を受けましょう。





🔞 特定保健指導対象者とならないようにする

食事や運動等に気をつけて健康的な生活習慣に取り組みましょう。



4 重症化を予防する

血圧または血糖値で「要治療」と判定された方は、必ず医療機関を受診しましょう。



🗗 ジェネリック医薬品を選ぶ

使う薬をジェネリック医薬品に切り替えましょう。

協会けんぽは、加入者・事業主の皆さまの取り組みを全力でサポートさせていただきます。 ご協力をお願いします。



🌈 全国健康保険協会 福井支部

協会けんぽ 福井支部



TEL0776 (27) 8301 (企画総務グループ)

おかめやすぐなりました。

国民年金・厚生年金保険の被保険者に年に1度、誕生月に郵送される 「ねんきん定期便」が平成31年4月から見やすくなりました。

※「ねんきん定期便」は受給年齢に達するまで、圧着式のハガキ(35歳・45歳・59歳 は封書)で送付されます。

______ ここが変わりました!

- 文字量をできるかぎり減らし、文字のサイズも大きくなりました。
- 2 最も目立つ場所にイメージ図を追加!
 - ★保険料を納付することで受給額が増えることを明示。
 - ★受給開始年齢を遅らせた場合、受給額が最大42%増えることを明示。
- (3) 「受給開始年齢を遅らせた場合、受給額が最大42%増えること」を 具体的に説明したリーフレットを新たに作成しました。 35歳・45歳・59歳時に送付する封書の「ねんきん定期便」に同封 してお届けします。



▼変更後の「ねんきん定期便」(50歳以上)表面



●ねんきん定期便の見方は

いただいた保険料の累 計金額を表示します。

定期便 通知書の見方



日本年金機構からのお知らせ

算定基礎届をお忘れなく

算定基礎届は、標準報酬月額※と実際に被保険者が受けた報酬(給与)に大きな差が生じないよう、毎年 見直しを行うための届書です。このため、事業主の方は全被保険者の報酬を年金事務所へ届出してい ただくことになります。

※標準報酬月額とは、被保険者が実際に受ける報酬の月額をいくつかの等級に区分した報酬のことをいいます。健康保険の場合は「第1等級 58,000円~第50等級1,390,000円」、厚生年金保険の場合は「第1等級88,000円~第31等級620,000円」と定められています。

届出用紙は6月中旬に郵送します

届出用紙は郵送

「算定基礎届 | の届出用紙は、 6月中旬に郵送します。

算定基礎届の対象者

対象となる方は、7月1日現在の全被保険者です。 ただし、今年6月1日以降に被保険者となった方は 対象外となります。

届出の対象となる月

対象となる月は、4月・5月・6月の3ヵ月で、対象月 に支払った給与の総額を届出することになります。

届出の時期

届出する時期は、7月1日から7月10日までの間です。

適用となる期間

新しい標準報酬月額は、その年の9月から翌年8月 まで適用されます。

- 磁気媒体(CD・DVD)による届出が可能です。
- ●電子申請も可能です。

〈お問い合わせ先〉

日本年金機構 電子申請・磁気媒体申請照会窓口

20570(007)123

算定基礎届事務の スケジュール

事前に出勤簿や 賃金台帳などの 整備をして おきましょう。

6月 用紙が郵送されます

届出用紙に印字されている内容を確認

してください。



あらかじめ返信用封筒を同封しており ますので、 7月10日 までに到着する よう投函してください。



標準報酬月額の決定

標準報酬決定通知書により保険料額を 確認し、被保険者一人ひとりに標準報 酬月額や保険料額をお伝えください。

届書等の送付先

〒541-8533 日本年金機構 大阪広域事務センター (郵便番号と事務センター名のご記入のみで届きます)

お問い合わせ先(自動音声案内)

各年金事務所「厚生年金適用調査担当課」 福井0776(23)4512 武生0778(23)1123 敦賀0770(23)9901



- A1 病気療養中等により、算定基礎届の対象となる4月・5月・6月の各月とも報酬の支払いがない場合も、算定基礎届の提出は必要です。この場合、備考欄[5. 病休・育休・休職等]を○で囲み、[9. その他]欄に[○月○日から休職]等と記入し、ご提出いただきますと、保険者において従前の標準報酬月額で決定することとなります。
- Q2 同時に2ヵ所以上の事業所に勤務する従業員の算定基礎届はどのように提出したらよいでしょうか。
- A2 同時に2ヵ所以上の事業所に勤務する方の標準報酬月額は、各事業所から受ける報酬を合算して決定されます。2ヵ所以上の事業所に勤務する方の算定基礎届は、通常送付の算定基礎届(事務センターから送付)とは別に年金事務所から送付します。送付された算定基礎届は、選択事業所を管轄する年金事務所へ提出してください。通常送付の算定基礎届への記載は不要です。
- 月給者、日給者について、それぞれ算定基礎届の「給与計算の基礎日数」欄をどのように記載したらよいですか。
- A3 算定基礎月である4・5・6月の各月に受けた報酬の支払いの基礎となった日数(以下「支払基礎日数」という。)を記入してください。月給者は、出勤日数に関係なく1ヵ月分の給与が支払われるため、各月の歴日数を記載してください。ただし、欠勤日数分の給与が差し引かれる場合、給与規程等に基づき事業所が定めた日数(所定労働日数)から欠勤日数を控除した日数を記載してください。日給者は、出勤日数が支払基礎日数になります。



「算定基礎届」はなぜ提出しなければならないので

厚生年金保険料・健康保険料を決定する基礎になるものだからです

「**算定基礎届」とは**… 厚生年金保険・健康保険の被保険者の保険料額を決めるため、その年の4・5・6月の 給料の額とその平均月額を記入したものが「算定基礎届」です。事業所は毎年7月1日現在の全被保険者(6月1日 から7月1日までに資格取得した人を除く)について「算定基礎届」を年金事務所に届出しなければなりません。

年金事務所はこの平均月額にもとづいて、その年の9月から翌年の8月までの「標準報酬月額」を決定します。

「標準報酬月額」は保険料額の計算の基礎となるほか、将来の年金の給付や健康保険の給付額(傷病手当金など)の計算に使用します。

4月 報酬 5月 報酬 6月 報酬

あじのソテー フレッシュトマトソース添え

科理制作/柴田具希(管理宋養士) 撮影/花田真知子 スタイリング/佐藤絵理

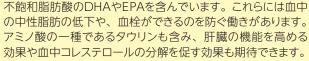
■ 材料〈4人分〉

● 作り方

- ②ボウルにミニトマトを入れてフォークの背で軽くつぶし、Aの材料を記載されている上から順に入れて混ぜ合わせ、ソースを作る。
- ❸ あじに軽く塩・こしょうをし、小麦粉をまんべんなくまぶす。
- ③ フライパンにオリーブオイルを入れて中火にかけ、⑤ のあじを入れて2分ほど焼いたら裏返し、なすとズッキーニを加える。
- 全体に火が通ったら、あじ、野菜を器に盛り付け、のソースを添

える。







INFORMATION

●年金事務所相談のご案内

	\Box	月	火	水	木	金	土
6	16	17	18	19	20	21	22
月	23	24	25	26	27	28	29
7	30	1	2	3	4	5	6
月	7	8	9	10	11	12	13
	14	15	16	17	18	19	20
	21	22	23	24	25	26	27
8	28	29	30	31	1	2	3
月	4	5	6	7	8	9	10
	11	12	13	14	15	16	17
	18	19	20	21	22	23	24
	25	26	27	28	29	30	31

- 8:30~17:15
- 8:30~19:00(相談時間を延長)
- 9:30~16:00(休日相談日)

●出張相談所の受付日時

(注) 12:00~13:00は休憩時間とさせていただきます。

●勝山市民会館

7月 4日(木) 10:00~15:30 8月 8日(木) 10:00~15:30

●坂井地域交流センター(いねす) 6月20日(木) 10:00~15:30

必ず受付時間内にご来場ください

- 7月18日(木) 10:00~15:30 8月15日(木) 10:00~15:30
- ●大野商工会議所

6月27日(木) 10:00~15:30 7月25日(木) 10:00~15:30

8月22日(木) 10:00~15:30

●小浜市文化会館4階(小浜市役所横)

6月27日(木) 10:00~15:00

7月11日(木) 25日(木) 10:00~15:00

8月 8日(木) 22日(木) 10:00~15:00

街角の年金相談センター福井(オフィス)

福井市手寄1-4-1AOSSA2階 月~金曜日9:00~17:15

年金相談の予約を実施しています。ぜひご利用ください!

予約の申し込みは、予約受付専用電話または県内の年金事務所へ!

〈受付時間〉月~金(平日)8:30~17:15

予約受付 専用電話 **0570-05-4890** 福井年金事務所 0776-23-4518 (自動音声案内) 武生年金事務所 0778-23-1126 (自動音声案内) 敦賀年金事務所 0770-23-9905

当協会の各種情報の確認、各種申込用紙等の印刷は ホームページをご利用ください

http://www.fukui-shahokyo.jp



今年度より温泉宿泊補助券で昼神温泉の利用ができなくなりました。お詫びして訂正いたします。

令和元年6月14日

〈記事提供〉 福井県内年金事務所 全国健康保険協会福井支部

〈発 行〉 一般財団法人 福井県社会保険協会 ☎0776 (53) 8016 FAX 0776 (53) 8112 http://www.fukui-shahokyo.jp ・・・・綴じて保管しましょう・・・・